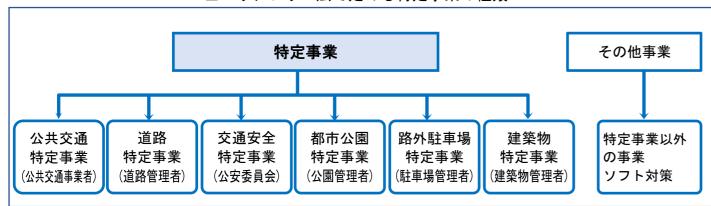
実施すべき特定事業その他事業について

1 特定事業について

特定事業とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体化するものです。 また、その他事業としては、生活関連経路を構成する特定事業以外の事業やソフト対策が挙げられます。 バリアフリー法(第2条)で定める6つの特定事業は、以下のとおりです。

■バリアフリー法で定める特定事業の種類

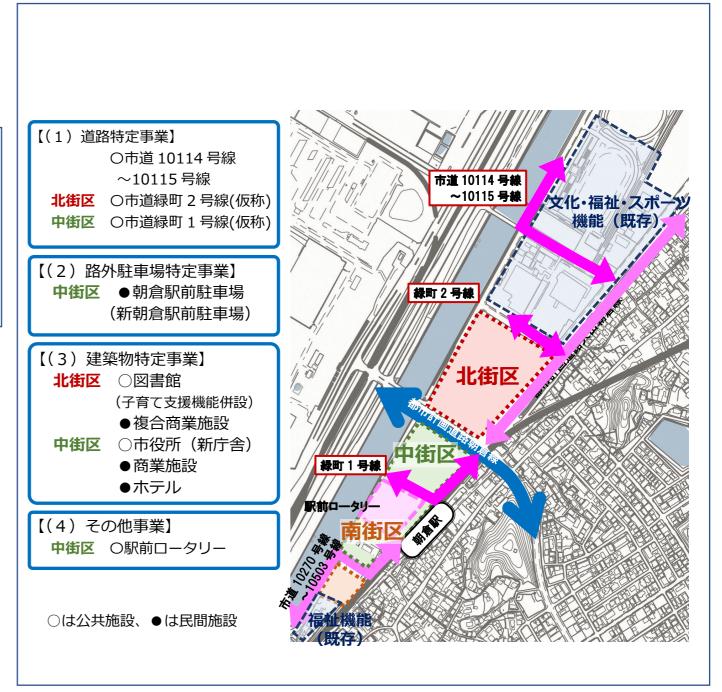


2 整備目標について

バリアフリー法では、特定事業について事業の着手予定時期、実施予定期間について可能な限り記載することとされています。本市の各種計画に実施時期が示されているものについて、優先的に整備目標を定めます。

また、朝倉駅周辺地区においては新設される施設や道路が多くなっていますが、これらが整備されるまでの間は、既存施設の移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路等を適切に維持することとします。

■実施すべき特定事業その他事業の街区イメージ



3 実施すべき特定事業その他事業について

(1)道路特定事業

(具体的な計画がある場合は、予定年度を記載しています)

対象経路	問題点	移動等円滑化に向けた取り組み	実施主体	整備目標				
				R1	\rightarrow	R5	\rightarrow	R10~
市道緑町 1 号線(仮称)	・通路がせまい。・路面のガタつきがある。・横断歩道の端部の段差が大きい。・視覚障がい者誘導用ブロックが一部途切れている。	□安全・安心な歩行者空間の確保 □歩道の凹凸や端部の段差解消 □セミフラットの歩道を整備 □視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備	知 多 市					
市道緑町2号線(仮称)	・通路がせまい。・路面のガタつきがある。・横断歩道の端部の段差が大きい。・視覚障がい者誘導用ブロックが一部途切れている。	□安全・安心な歩行者空間の確保 □歩道の凹凸や端部の段差解消 □セミフラットの歩道を整備 □視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備	知多市	知多市(F)	
市道 10114 号線 ~10115 号線	・路面のガタつきがある。・横断歩道の端部の段差が大きい。・網目の大きなグレーチング(道路の側溝の蓋)がある。・視覚障がい者誘導用ブロックが一部途切れている。	□歩道の凹凸や端部の段差解消 □網目の小さなグレーチングへの改良 □視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備	知 多 市					•

(2)路外駐車場特定事業

(具体的な計画がある場合は、予定年度を記載しています)

対象路外		移動等円滑化に向けた	実施	整備目標				
駐車場	問題点	取り組み	主体	R1	\rightarrow	R5 →	R10~	
朝倉駅前駐車場(新朝倉駅前駐車場)	車いす使用者等が利用するのに、通路の幅などが配慮されて いない。	□駅のできる限り近くへの、移動に制約のある方が優先的 に利用できる駐車マスの設置 □駐車マスから出入□へのバリアフリーな移動経路の整 備	施設管理者			● (R5年度)		

(3)建築物特定事業

(具体的な計画がある場合は、予定年度を記載しています)

対象		移動等円滑化に向けた	実施	整備目標					
建築物	Description	取り組み	主体	R1	\rightarrow	R5	\rightarrow	R10~	
市役所(新庁舎)	標識や案内設備が判読できない方がいる。視覚障がい者誘導用ブロックが一部途切れている。	□分かりやすく見やすいサインや、快適な移動を促進す る多様な手段による案内設備の充実、整備の推進 □視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備	知多市			● (R5年度)			
図書館 (子育て支援機能併設)	・雨や日差しを避けられる屋根や、休憩できるベンチがない。・トイレが使いづらい。・施設までや、施設内の通路がせまい。	口できる限り快適な移動ができるよう、屋根のある休憩 スペースの確保 口使いやすい多目的トイレの整備	知多市			(R	● 7年度)		
複合商業施設、ホテル等の施設		□車いすやベビーカーと人がすれ違える廊下幅の確保 □駐車マスから出入□へのバリアフリーな移動経路の整 備	施設管理者				(R	● 9年度)	

(4) その他事業(ハード対策)

(具体的な計画がある場合は、予定年度を記載しています)

対象	問題点	移動等円滑化に向けた	実施	整備目標					
施設		取り組み	主体	R1	\rightarrow	R5	\rightarrow	R10~	
駅前 ロータリー	 ・通路がせまい。 ・路面のガタつきがある。 ・横断歩道の端部の段差が大きい。 ・標識や案内設備が判読できない方がいる。 ・視覚障がい者誘導用ブロックが一部途切れている。 ・災害時の対応など、視覚障がい者、聴覚障がい者が情報を得る手段が整っていない。 ・バス乗り場やタクシー乗り場、駐車場から駅への動線にベンチや屋根がない。 ・リフトバスの乗降スペースがない。 ・車いすやベビーカー等で安全・安心に利用できる乗降スペースがない。 ・車道と歩道の間の段差が大きい。 	□安全・安心な歩行者空間の確保 □歩道の凹凸や端部の段差解消 □セミフラットの歩道を整備 □分かりやすく、見やすいサインや、快適な移動を促進する多様な 手段による案内設備の充実、整備の推進 □視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備 □視覚障がい者・聴覚障がい者に対する安全な誘導策の検討 □バスやタクシー、車の乗降場所から駅への屋根の設置や、ベンチなどの休憩場所の整備 □リフトバスの乗降ができる空間の確保 □車いすやベビーカー等使用者が安全・安心で快適に移動できるよう、段差の解消や広い乗降スペースの確保	知 多 市		(R4	年度)			

[※]駅前ロータリーは市道認定しない方針となったため、「道路特定事業」ではなく「その他事業」に位置づけます。

(5) その他事業(ソフト対策)

"すべての人にやさしい 交流が盛んな知多市の玄関口"の実現に向け、ハード面のバリアフリー化だけではなく、障がい者団体、ボランティアグループ、NPO、民間企業、社会福祉協議会な どと連携し、ソフト施策の展開も推進します。

対象事業	事業種別	バリアフリーに向けた取り組み		実施 時期	出典
心のバリアフリー	啓発広報活動の推進	□広報ちたやホームページなどを使用した障がいについての啓発の実施 □ユニバーサルマナーの普及に向けた啓発 □福祉フェスティバルの開催 □広報ちたやホームページなどを使用した子ども条例の周知による意識啓発と、「子育てきらきら通信」、子育て支援ガイドブック「はっぴい」などによる子育てに関する情報の発信 □高齢者向けの在宅医療に関する講演会や出前講座を開催	知多市 社会福祉協議会	継続実施	○第3次知多市地域福祉計画○第3次知多市障がい者計画○知多市子ども・子育て支援事業計画○知多市高齢者保健福祉計画第7次改訂
	福祉に関する教育の推進	□学校における福祉教育の充実 □生涯学習における福祉学習の推進 □コミュニティにおける福祉活動への支援	知多市 社会福祉協議会	継続実施	〇第3次知多市地域福祉計画 〇第3次知多市障がい者計画
情報のバリアフリー	情報収集、提供の充実	□障がいのある方のニーズなどの情報収集と共有化 □利用可能な福祉サービスや諸手続などに関する情報の提供窓口の充実 □広報ちたなどによる福祉サービスに関する情報提供の推進 □点訳、朗読、手話、要約筆記などの人材育成を推進 □高齢者やその家族による主体的なサービス選択ができる環境づくり	知多市 社会福祉協議会	継続実施	○第3次知多市地域福祉計画○第3次知多市障がい者計画○知多市高齢者保健福祉計画第7次改訂

[※]ユニバーサルマナー…障がいのある人や高齢者など、自分とは違う誰かのことを思いやり、適切な知識を持って適切なサポートをするという行動で、すべての人がマナーとして身に付けているのが望ましいとされています。

参考) 歩道構造について

歩道の一般的構造に関する基準 (国土交通省)

- ●高齢者や視覚障がい者、車いす使用者等を含む全ての 歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造
- ●視覚障がい者の歩車道境界の識別、車いす使用者の円 滑な通行等に十分配慮したもの





上記に基づき、歩道構造は、「道路移動等円滑化基準」において、歩道等の車道等に対する高さが 5cm (セミフラット) を標準とすると定められています。

<u>道路移動等円滑化基準</u>(国土交通省令)

(高さ)

第8条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、**五センチメートルを標準とする**ものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

【歩道構造の種類】

※「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」より

フラット	・歩道等面と車道等面の高さが同一・縁石により車道を分離する
セミフラット	・歩道等面が車道等面より高い・縁石天端の高さが歩道等面より高い
マウントアップ	・歩道等面と縁石天端の高さが同一

表 2 一 3 各形式の特徴

			フラット		セミフラット		マウントアップ		
略 図									
波	対ち	○・発生しない。		0	・発生しない。	Δ	・発生する場合がある。		
横断步道接続部等	視覚 障害者	Δ	・歩車道境界の確認がし づらい。	Δ	縁石の構造によっては 認識しづらい場合がある。	Δ	縁石の構造によっては 認識しづらい場合がある。		
	車いす使用者	0	_	Δ	・フラットと比較すると 通行性がやや劣る。 (段差)	Δ	・段差とすりつけ勾配により通行性が劣る。		
	高齢者	0	_	Δ	・段差によりつまずく可能性がある。	Δ	・段差とすりつけ勾配に より通行性が劣る。		
	対策	・横断歩道接続部等に視覚障 害者誘導用ブロックを適切 に設置する。 ・縁石線により適切に区分す る。 ・歩車道境界の構造の工夫が 必要である。			害者誘導用ブロックを適切 に設置する。 ・歩車道境界の構造の工夫が 必要である。		害者誘導用ブロックを適切 に設置する。		
	視覚 障害者	×	・歩車道境界の確認がしづらい。	0	_	0	_		
車両乗	車いす使用者	0	_	0	_	Δ	・すりつけ勾配が発生するため、有効幅員が狭められる。		
入れ部	高齢者	0	_	0	0 -		・すりつけ勾配が発生するため、有効幅員が狭められる。		
	対策		歩車道境界の構造の工夫が 必要である。		_		有効幅員外に車両乗入れ部 を設ける。		
排水		Δ	・雨水が車道側から流入する場合がある。	0	0 –		_		
水処理	対策		車道側への雨水ます等の設 置が必要である。	——————————————————————————————————————			_		
総	合評価		Δ		0		Δ		